

練馬 ひがし

2026 春 vol.189

練馬東法人会WEBサイトURL
<https://www.tohoren.or.jp/nerima-e/>

contents

令和8年新年賀詞交歓会

令和8年度税制改正、政府の基本方針 練馬東税務署からのお知らせ

本部だより / 部会だより / 支部だより

新入会員紹介

第15回社員総会のお知らせ

会員紹介…どうぞよろしくお願ひします。

協同組合SJNは131社加盟。
外国人材支援や燃料・高速費削減
で持続的成長を支援。
ご加入相談ください。



協同組合SJN (異業種事業協同組合)
練馬区高野台3-15-35
サンクレスト石神井公園2階
TEL.03-6913-1187 FAX.03-6913-1197
URL:<https://www.ksjn.or.jp> (協同組合
SJNで検索)
メ-ル:info@ksjn.or.jp



株式会社城北エンジニアサービス
(自動車整備 販売)

練馬区富士見台4-12-15
TEL.03-3926-0654
URL:<http://www.johoku-e.co.jp>
メ-ル:j-info@jcom.home.ne.jp



ともえ寿司の息子が中村橋の商店街の雑
居ビルの3階でひっそりと営業してます。
こっそりお越しください。

なんちゃら酒場ともえ (飲食業)
住所:練馬区貫井2-3-1 沢野ビル3F
電話番号:03-6331-3437



電話でご予約はこちらから⇒



プラスチック製品製造・企画設計・
金型作製・梱包等
※製品への印刷・塗装・組立等も
ご相談ください。



甲商樹脂工業有限会社
(プラスチック成形業)
練馬区氷川台3-1-2 (本社・経理)
TEL.049-289-9292 (鶴ヶ島工場)
TEL.055-122-5947 (山梨工場)
URL:[http://www.5d.biglobe.ne.jp/~kosho/
index.html](http://www.5d.biglobe.ne.jp/~kosho/index.html)
メ-ル:kosho_1040@mte.biglobe.ne.jp



都内最安値に挑戦中!
年中無休のゴルフ練習場。
今日打ちたくなったら、
いつでも気軽に
お越しください。



アサヒゴルフ倶楽部 (娯楽・レジャー業)
練馬区富士見台4-13-13
TEL.03-3577-1117
URL:<https://www.asahi-golf.net/>
メ-ル:asahigolf@aioros.ocn.ne.jp



令和8年賀詞交歓会に150名が参加!

練馬東法人会の令和8年賀詞交歓会が1月28日ホテルカデンツァ東京において、来賓・会員を合わせて150名の出席により開催された。

菊池会長は、年頭の挨拶において「法人会の運営・活動に多大なるご協力ご支援を賜り、本日の賀詞交歓会にあたりましては、このように大勢の皆様方のご参会をいただき心より感謝申し上げます。

さて、昨年は自然災害が非常に多い年でした。今年も新年早々海外を中心に大きな変動が起きておりますが、私達にとってどの程度の影響があるのかはわかりません。しかし、決して安泰とは言えない状況だと思っております。

法人会は、皆様のご存じのように異業種の中小企業の経営に携わる方々の集まりで税に関する啓蒙活動など行っております。まだまだ景気回復の実感が乏しい中、皆様のお持ちの情報を法人会活動を通じて共有し自社の経営に反映することができる、これも役に立つ法人会の一つではないかと考えております。

そして、皆様と一緒に様々なイベントを通して会が目指すもう一つの目標“楽しい法人会”を作り上げて行きたいと思っておりますので、今年一年皆様と一緒に多くの仲間を集めて参りましょう。

直近では、こちらの会場に於いて2月26日“さかなクンの講演会”を開催する予定でございます。そちらも含めぜひ本部支部会へみなさまのご参加を心よりお願い申し上げます。

結びにあたり、ご参会の皆様のご健勝と企業のご繁栄をご祈念申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます」と述べた。

次に来賓を代表されて、前川練馬区長、上野練馬区議会議員、山田練馬東税務署長、高野東京都練馬都税事務所長から祝辞を頂戴した。

そして、乾杯に移り秋山顧問のご発声の後、公益向上のためお力添えをいただいている都議会議員、区議会各派幹事長からもご挨拶を頂戴した。

続く表彰では、昨秋財務大臣表彰をご受彰された秋山勉様、東京国税局長表彰をご受彰された菊池雄一様を紹介した。

令和7年会員増強目標達成地区、正会員数優秀支部・地区、大量増強地区、早期目標達成地区への感謝状の授与も行われた。

(詳細は3ページ)

続いて法人会事業・活動参加の第一歩として、招待を受けて参加した新入会員5名が紹介され、その後懇談へと移った。

交歓会は、竹中副会長の挨拶で幕を閉じた。



挨拶する菊池会長



前川練馬区長



上野練馬区議会議員



山田練馬東税務署長



高野東京都練馬都税事務所長



令和7年会員増強成果について

年間増強ポイント43.0ポイント 5個地区が目標達成

法人会は令和7年の会員増強にあたり、「組織基盤の強化」という方針の下、10月から12月までの会員増強活動強化月間に臨んだ。

役員はじめ関係者による12月末までの献身的な活動努力で、厳しいながらも成果を得ることができた。

1月28日の新年賀詞交歓会において、目標達成地区および大量増強地区、正会員数増減優秀支部・地区、早期目標達成地区に菊池会長から感謝状及び記念品が授与された。

《会員増強目標》

目標112ポイントに対し43.0ポイント(43社)

【達成率38.4%】

《年末正会員数》

1,884社【年末会員数1,975社】

令和7年 支部・地区別増強活動成果

支部	地区名	目標	成果
1	小竹旭丘	4	5
	栄町羽沢	4	1
	桜台	5	5
	練馬	5	5
	計	18	16
2	豊玉第1	4	0
	豊玉第2	5	0
	豊玉第3	4	1
	豊玉第4	4	2
	中村東	5	0
	中村橋	5	0
	計	27	3

支部	地区名	目標	成果
3	氷川台	4	1
	平和台	4	5
	早宮	4	0
	春日町	4	1
	計	16	7
4	錦北町東	4	1
	北町西	4	1
	田柄南	4	1
	田柄北	4	5
	計	16	8

支部	地区名	目標	成果
5	旭町光が丘	5	1
	土支田	4	2
	高松	4	1
	計	13	4
6	南田中	4	0
	富士見台	5	3
	高野台	4	0
	谷原三原台	4	2
	貫井	5	0
計	22	5	
会員増強ポイント		112	43

■ は目標達成支部・地区

《会員増強表彰》



会員増強目標達成支部・地区
第1支部 小竹旭丘地区 篠相談役



正会員数優秀支部・地区
第4支部 小野支部長



大量増強地区
第4支部 田柄北地区 藤本地区長



早期目標達成地区
第3支部 平和台地区 中里地区長

令和8年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

中小企業の少額減価償却資産は40万円まで拡充! 特例承継計画の提出期限も延長される!

政府は、令和7年12月26日に令和8年度税制改正大綱を閣議決定いたしました。

法人会が提言していた、中小企業に対する少額減価償却資産の特例措置については、取得価格要件が40万円未満に引き上げられ、特例承継計画の提出期限も緩和されました。インボイス制度導入に伴う免税事業者や小規模事業者に対する経過措置も緩和されることになりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■少額減価償却資産の特例

中小企業者等の少額減価償却資産について、減価償却資産の取得価額は30万円未満から40万円未満に引き上げられます。

■特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、特定生産性向上設備等に該当するものを取得等した場合に、即時償却又は税額控除が選択適用できます。(※取得価額の合計が中小企業で5億円以上)

■賃上げ税制

- ①大企業向け 令和8年3月31日で廃止されます。
- ②中堅企業向け 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限である令和9年3月31日まで開始する事業年度については、適用条件となる継続雇用者比較給与等支給額の増加割合を3%から4%に引上げ、税額控除率の上乗せは、増加割合5%以上の場合に5%の加算、増加割合6%以上の場合には15%の加算とされます。また、教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止されます。
- ③中小企業向け 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除等の改正

- ①基礎控除及び給与所得控除
基礎控除104万円と給与所得控除74万円を合わせて、給与所得者であれば収入178万円までは、所得税がかからなくなりました。収入金額に応じた基礎控除は次のとおりです。

給与収入	基礎控除
665万円以下	104万円
850万円以下	67万円
2,545万円以下	62万円
2,595万円以下	48万円
2,645万円以下	32万円
2,695万円以下	16万円
2,695万円超	-

- ②同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
- ③ひとり親控除
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
- ④勤労学生控除
勤労学生の合計所得金額要件が、現行の85万円以下から89万円以下に引き上げられます。

いずれも、令和8年分の所得税から適用になります。

■住宅ローン減税

住宅ローン減税について、適用期限が令和12年12月31日までと5年間延長になります。概要については次のとおりです。

①認定住宅等の新築

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅		3,500万円		
省エネ基準適合住宅	令和8年・令和9年	2,000万円		

②認定住宅等である既存住宅

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	3,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅				
省エネ基準適合住宅		2,000万円		

③買取再販住宅・既存住宅の取得・住宅の増改築

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年～令和12年	2,000万円	0.7%	10年

なお、年齢40歳未満で配偶者を有する者、年齢40歳以上であっても年齢40歳未満の配偶者を有する者、年齢19歳未満の扶養親族を有する者には、借入限度額の上乗せ措置があります。

また、床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用家屋についても、住宅ローン減税の適用ができることとされます。ただし、控除期間のうち合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

■子どもNISA

NISA口座の開設可能年齢の下限が撤廃されます。年間の投資額が60万まで、累計で600万まで利用可能です。以前のジュニアNISAが18歳まで引き出すことができなかったことと比較すると、子どもが12歳以上になった場合に、教育費などに充てることが可能です。

■暗号資産の譲渡に分離課税が適用

暗号資産取引業を行う者に対して暗号資産の譲渡等をした場合に、その譲渡等による譲渡所得等について、他の所得と分離して20%(所得税15%、個人住民税5%)の税率により課税されます。また、譲渡損失が生じた場合に3年以内の繰越控除が認められます。

金融商品取引法の改正法が施行された日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用されます。

■私債の分離課税適用の厳格化

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合の利子を、総合課税の対象とします。

令和8年4月1日以後に支払いを受けるべき利子から適用されます。

■ミニマムタックス課税の強化

特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者が、個人でその者のその年分の基準所得金額が3億3,000万円から1億6,500万円を超える者に引き下げられます。さらに、税率が22.5%から30%に引き上げられます。令和9年分以後の所得税について適用されます。

■青色申告特別控除について

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること、との要件を満たす場合、控除額が65万円から75万円に引き上げられます。また、10万円の青色申告特別控除の対象者から、簡易な簿記の方法により記録している前々年の年収1,000万円を超える事業者が除外されます。令和9年分以後の所得税に適用されます。

■通勤のために自動車など交通用具を使用する場合の非課税限度額

通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が次のように引き上げられます。

現行		改正案	
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額
片道55km以上	38,700円	片道55km以上 65km未満	38,700円
		片道65km以上 75km未満	45,700円
		片道75km以上 85km未満	52,700円
		片道85km以上 95km未満	59,600円
		片道95km以上	66,400円

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用している場合の1月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額(上限は5,000円)を加算した金額となります。

■食事の支給による経済的利益

食事の支給により受ける経済的利益について非課税限度額が月額3,500円から月額7,500円に引き上げられます。また、深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について非課税とされる1回の支給額が300円以下から650円以下に引き上げられます。

相続税・贈与税関係

■教育資金の一括贈与の非課税制度の廃止

1,500万円までの教育資金の一括贈与と制度について、令和8年3月31日までとされている取扱いは延長せずに終了することとなります。

■事業承継税制の承継計画の提出期限の延長

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長して、令和10年9月末までとなります。また、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年6月延長して、令和9年9月末までとなります。

資産税関係

■貸付用不動産の評価

- ①被相続人等が課税時期前5年以内に取得した一定の貸付用不動産は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。
- ②不動産の小口化商品の対象とされている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

消費税関係

■国境を越えた電子商取引

- ①少額免税の廃止
従来は1万円以下の貨物については、関税と消費税が免除されていましたが、通信販売の方法で海外から国内に宛てて発送される貨物については、1万円以下の譲渡について、消費税の課税対象になります。
- ②物販に係るプラットフォーム課税の導入
大手通販サイトなど、指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を収受する場合は、プラットフォーム事業者が資産の譲渡等を行ったものとみなされます。
- ③特定少額資産販売事業者の登録制度
通信販売で、海外から国内宛に発送される一の資産の対価の額が税抜き1万円以下であるものの譲渡を行う事業者は、所轄する税務署長に特定少額資産販売事業者として登録を受けることができます。登録事業者は、事業者免税点制度が適用されません。令和10年4月1日以後適用されます。

■インボイス制度の経過措置関係

- ①個人事業者向けの3割特例
個人事業者でインボイス登録により事業者免税点制度を受けられない令和9年・令和10年に含まれる各課税期間について、仕入税額控除の額を課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とし、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができます。
- ②インボイスがない場合の経過措置
インボイスがない場合でも、税額相当額の80%を税額控除できる経過措置について、令和8年10月から50%に変更される予定でしたが、次のとおり緩和されます。

期間	控除割合
令和8年10月1日から令和10年9月30日まで	70%
令和10年10月1日から令和12年9月30日まで	50%
令和12年10月1日から令和13年9月30日まで	30%

- ③免税事業者である一業者からの多額の仕入
一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額が事業年度で1億円(現行10億円)を超える場合に、その超えた部分の課税仕入れについて、経過措置による課税仕入れを認めないこととします。令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

その他

■固定資産税

償却資産に係る免税点が150万円から180万円に引き上げられます。令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

■防衛特別所得税

防衛特別所得税が創設されます。納税義務者は所得税の納税義務者です。所得税の源泉徴収義務者は、防衛特別所得税についても徴収して納付する必要があります。防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額となります。防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされています。

■軽油取引税の暫定税率

軽油取引税の暫定税率については、令和8年4月1日に廃止されます。

■ふるさと納税関係

ふるさと納税の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割と193万円のいずれか低い金額となります。令和10年度分の個人住民税について適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

ご存じ
ですか!?

売り手も買い手もスッキリ楽々!!

「デジタルインボイス」

PDFの請求書は「デジタルインボイス」ではありません!

デジタルインボイス?

うちの会社は、請求書をPDFにしてメールで送っているけど…?



それは、電子インボイスですね。

デジタルインボイス(Peppol)は、請求情報を、売り手側のシステムから買い手側のシステムに対し、人手を介することなく、直接データ連携し自動処理される仕組みのことです。

すべてデータでやりとりされるため、紙やPDFの請求書で必要だった様々な処理が不要となり、売り手と買い手双方の経理業務の自動化・効率化が期待されます。

	紙のインボイス	電子インボイス (PDFやExcelデータのメール送付)	デジタルインボイス (Peppol)
売り手(発行)	請求書の印刷や封入が手間 郵送費も…	請求書がデータで送れる でも買い手側は…	請求書がデータで送れる 効率UP! 買い手と異なるシステムでもOK!
買い手(受領)	入力処理が大変 入力ミスも…	自動処理が可能となり 手入力が不要! 売り手と異なるシステムでもOK!	デジタルインボイスで 効率UP! 売り手も買い手も業務が効率化!

※この案内において「デジタルインボイス」として記載されている内容は、Peppolに対応したデジタルインボイスを前提としています。

既に導入済の企業もあります!

デジタルインボイス導入済事業者の活用事例により導入のメリット等をご確認いただけます。

デジタルインボイス活用事例はこちら ⇒
(デジタルインボイス推進協議会(EIPA)ホームページ) <https://www.eipa.jp/case>



国税庁 法人番号 7000012050002

令和8年2月

デジタルインボイス導入までの流れ

導入をご検討の際は以下のステップをご確認ください。



STEP
01

デジタルインボイスに対応した会計ソフト等の確認/導入

まずは、自社でご利用の会計ソフト等がデジタルインボイスに対応しているかご確認ください。対応していない場合は、対応したサービスを導入いただく必要があります。

デジタルインボイス対応済サービス

※デジタルインボイス対応済サービスについては、下部に記載のEIPAホームページにてご確認ください。

STEP
02

ペポル「Peppol ID」の取得

利用開始に当たっては、デジタル庁に認定を受けたPeppolサービスプロバイダから「Peppol ID」を取得する必要があります。取得方法は、ご利用のサービスによって異なりますが、導入しているデジタルインボイス対応済サービスを通じて取得することが一般的です。

Peppol ID

STEP
03

取引先のPeppol IDの収集・取引先への案内

デジタルインボイスを取引先へ送信するためには、取引先のPeppol IDが必要となります。また、送付開始に当たっては、取引先への送付方法の変更の案内等を行った上で、開始するのが一般的です。デジタルインボイスでの請求書の受領を希望する場合は、請求元へ自社のPeppol IDを伝える必要があります。

取引先のPeppol IDの収集

取引先への開始案内



30社以上の会計ソフト等がデジタルインボイスに対応！

まずは、自社でご利用の会計ソフト等がデジタルインボイスに対応しているかご確認ください。



デジタルインボイス(Peppol)対応済サービスはこちら →
(デジタルインボイス推進協議会(EIPA)ホームページ) <https://www.eipa.jp/service>



デジタルインボイスに対応した会計ソフト等の導入は、デジタル化・AI導入補助金の利用もご検討ください！

中小企業・小規模事業者がデジタル化に活用できる補助金です。



<https://it-shien.smr.go.jp/> ← 「デジタル化・AI導入補助金(旧:IT導入補助金)」ホームページはこちら

国税庁は、事業者の皆様の業務のデジタル化促進に向けて取り組んでいます。

国税庁ホームページ「事業者のデジタル化促進」特設ページはこちら →
<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/jisyouyadx.htm>





の情報

インボイス制度にかかる 経過措置の見直し



四方 茂 税理士

今回は、消費税の適格請求書発行事業者(以後、インボイス事業者)について免税事業者等からの課税仕入れにかかる経過措置の見直しが行われる予定なのでそれについて触れてみたいと思います。なお、本内容については、昨年12月に決定された令和8年度税制改正大綱に基づき記載しましたが、総選挙の実施により内容変更等がなされる可能性がありますのでその旨ご留意ください。

1 改正のポイント

インボイス事業者がインボイス制度の経過措置として設けられた2割特例についての経過措置(注1)(令和5年10月1日~令和8年9月30日)終了後は簡易課税制度への移行が予定されていますが、インボイスの定着に向けて事務負担への配慮により必要と考えられる一定の事業者については、その納税額を売上税額の3割とすることができる経過措置がさらに2年間講じられます。

(注1) 免税事業者がインボイス事業者になったこと等により事業者免税点の適用を受けられなくこととなる場合、その課税期間における課税標準額に対する消費税額を、その課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより納税額を課税標準額の2割とすることができる制度。

2 内容

①経過措置の見直し(3割特例)

インボイス事業者の令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間(注2)については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより納税額を課税標準額に対する消費税額の3割とすることができます。

(注2) 免税事業者がインボイス事業者になった、又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限ります。

②申告書への記入

インボイス事業者が3割特例の適用を受けようとする場合には確定申告書にその旨の記載をする必要があります。

③簡易課税制度への移行

3割特例の適用を受けたインボイス事業者が、その適用を受けた課税期間にかかる確定申告期限までにその翌課税期間について簡易課税制度選択届け出書を提出したときはその翌課税期間から簡易課税制度の適用が認められます。(注3)

(注3) 2割特例の適用を受けたインボイス事業者についても同様に、2割特例を受けた課税期間の翌課税期間にかかる確定申告期限(改正前:2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間末)までに簡易課税選択届出書を提出することで、簡易課税制度の適用が認められます。



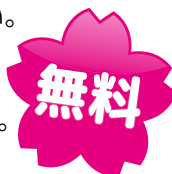
税に関する疑問・質問・よろず相談

「税の相談室」

*日時: 4月7日(火) ※申込締切: 3月31日(火)
6月9日(火) ※申込締切: 6月2日(火)
13:30~15:30

*会場: 練馬東法人会事務局(練馬産業会館2階)

*要領: 事務局に前日までにお電話ください。
法人名、相談者名、電話番号、
相談税目をお伝えください。
追って事務局より時間を通知します。
おひとり30分を基準とします。



税金は対応によって思わぬ負担
を生じる場合も...どうぞお気軽
にご相談ください!

軽易な事項は 「電話相談」も!

*日時: 平日の10:00~15:00

*要領は、「税の相談室」に同じ

事務局 ☎ 03-3994-7272

本部だより

✓ 確定申告広報を実施!

練馬東税務署では、令和7年分所得税等の確定申告書受付が2月16日から開始され、3月16日をもって終了した。

確定申告初日となる2月16日は昨年に引き続き今回も練馬駅周辺で、山田署長、上條副署長はじめ署幹部、菊池会長及び副会長が広報グッズとして準備した500部のウェットティッシュを行き交う人々に配布し、「e-Taxの利用促進」並びに「申告書の早期提出」を呼びかけた。



練馬東法人会講演会

さかなクン講演会 を実施!

2月26日ホテルカデンツァ東京に於いて東京海洋大学客員教授さかなクン氏を講師に迎え「さかなクンのギョギョッとびっくりおさかなの話」と題した講演会が実施され、約370名が参加した。

始めに司会の山賀税制研修副委員長が開会挨拶をし、続いて菊池会長が多数お集まりいただいた事への感謝の言葉を述べた。

講演では、自身が描いたイラストをスクリーンへ投影し、いろいろな魚、海の環境や、また地球温暖化の影響についても、こどもたちにもわかりやすく解説いただいた。

聴講者参加型の講演で、リクエストのイラストを描いてプレゼントや質問タイムもあり参加者から大きな声上がり大変盛り上がった90分だった。

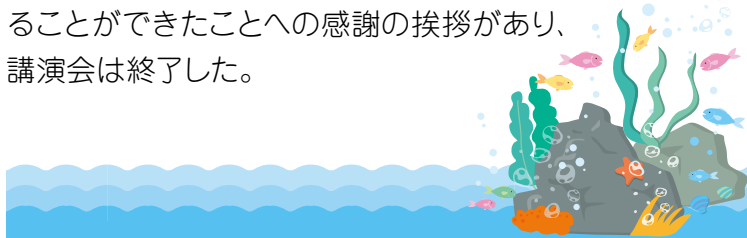
講演後、小宮税制研修委員長から多くの参加者を迎えることができたことへの感謝の挨拶があり、講演会は終了した。



講師



正副会長と運営スタッフ



本部だより

秋山顧問 財務大臣表彰祝賀会

令和8年2月18日(水) 椿山荘「雅」に於いて、「秋山勉氏 財務大臣表彰受彰祝賀会」が開催されました。

祝賀会は、角徳浩副会長による開会のことば、発起人代表菊池雄一会長の挨拶の後、来賓の東京都知事小池百合子様、練馬副区長森田泰子様、練馬区議会議長上野博巳様、一般社団法人東京法人会連合会副会長高橋利充様よりご祝辞をいただきました。

その後、記念品贈呈、受彰者謝辞につづき、乾杯は一般社団法人練馬産業連合会会長井口薫様のご発声で祝宴が開宴されました。

牧ひろし氏による余興、ピアノとサクソフォンによる演奏が祝宴に華を添え、祝賀会も盛況のうち時間となり小宮副会長の閉会の言葉の後、「万歳三唱」で幕を閉じました。



やさしい法人税勉強会(下期)

今年も練馬東税務署の協力を得て下期を全4回で開催した。講師には馬場上席調査官を迎え、第1回目12月8日(月)「消費税の基礎」、第2回目12月15日(月)「消費税の申告」、第3回目2月2日(月)は「決算・申告の実務」、第4回目2月9日(月)は「法人税の申告」を開催し延べ29名が受講した。受講者からは、理解が深まった、とてもわかりやすく大変有意義な時間になったなどの感想があり好評だった。



馬場上席調査官



講習会風景



ご協力頂きましてありがとうございました

2月16日(月)、練馬区社会福祉協議会へ本部ゴルフ大会(5月22日)28,000円のチャリティ金を中井川厚生委員長から手渡しで寄贈いたしました。



部会だより

新年会

2月6日(金) 勇の里 参加者 32名

女性部会



租税教育支援終了

練馬東税務署管内の小学6年生を対象とした租税教育支援が1月15日に終了した。今年度は22校1,700名以上の生徒にマーカーペン、「タックスフントとけんたくん」の冊子を配布し税の啓蒙活動をおこなった。



青年部会

忘年会

12月12日(金) たぬき 参加者27名



新年会

2月10日(月) 木曽路 参加者40名



小宮青年部会長



会場の様子

部会だより

令和7年度 源泉教室閉講

源泉部会

9月12日から始まった令和7年度源泉教室は2月5日に全5回の日程を終了し、閉講式が行われた。本研修会は練馬東税務署の協力により実施され、上條副署長、法人課税第二部門北村統括官、山崎上席調査官にご参加頂き、令和7年税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について、報酬料金の源泉徴収事務について、年末調整説明会、税務調査で誤りの多い事例など熱心なご指導を頂いた。また、部外講話では(福)東京福祉会杉原氏に介護セミナー、(税)レガシィ天野氏に相続セミナーの講師をお勤めいただき多くの受講者を得て開催した。5回全ての源泉教室に参加した11名は角副会長から皆勤賞の賞状と記念品が贈られた。



山崎上席調査官



佐藤源泉部会長



皆勤賞受賞者(敬称略 順不同)

法人名	氏名	法人名	氏名	法人名	氏名
(株)石倉材木店	石倉 玲子	サンエー工業(株)	堀込満里菜	(株)ナイル商会	小泉 禎章
(株)ウイステリア	佐藤 亮子	(医)財団秀行会	藤森 陽子	中村工業(株)	藤原 湧貴
(有)ウッド	大淵 洋子	テレコムアルファ(株)	篠 幸彦	〔一般〕	中野 克次
三映印刷(株)	藤野 貴史	(株)東京コンデショニングクラブ	大貫 大		

従業員の退職金準備は

とくたいきょう

特退共

特定退職金共済制度



特退共の魅力

- 1 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
- 2 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
- 3 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
- 4 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
- 5 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは…

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約4,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約450億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
 ○このご案内は、2025年7月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
 ○ご加入にあたっては必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2025-0008(2025年7月29日)P6965

資料請求
お問合せは

TKK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
 TEL 03-3357-1641 FAX 03-3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp>



支部だより

第2支部 バス旅行

1月27日(火)
川崎大師方面
参加者24名



第2支部 本場の中国料理と 爆笑ゆかいなものまね歌謡ショー

2月13日(金)
唐苑中村橋店
参加者48名



第4支部 税務研修会

1月22日(木)
北町地域集会所
参加者19名



第4支部 初春の屋形船

2月13日(金)
屋形船あみ幸(隅田川)
参加者49名



第6支部 親睦交流会

2月20日(金)
ホテルカデンツァ東京
参加者22名



説明会のご案内

決算法人説明会

正しい決算と申告のためのチェックポイント、税法、決算手続きと申告調整などについて、東京税理士会練馬東支部の先生と税務署の審理官が説明を行います。

開催日	時間	場所
4月9日(木)	13:30～16:00	練馬産業会館1階
5月14日(木)	13:30～16:00	練馬東税務署別館3階会議室
6月4日(木)	13:30～16:00	練馬東税務署別館3階会議室



新設法人説明会

法人の経営者として是非ともご留意願いたい税法その他の事項について、税務署の審理官が説明を行います。

開催日	時間	場所
4月16日(木)	13:30～16:00	練馬産業会館2階



●いずれも聴講・テキスト代とも無料

●場所… 練馬東税務署(練馬区栄町23-7) ※右図参照
練馬産業会館(練馬区豊玉上2-23-10)

※お車でのご来場はご遠慮ください。

※会場準備のために、必ず**事前予約**のご連絡をお願いいたします。

【連絡先】 練馬東税務署 ☎ 03-6371-2332 (内線 413)

法人会の主な行事予定

行事	開催日	場所
第1回理事会	4月22日(水)	練馬産業会館1階
親睦ゴルフ大会	5月27日(水)	平成倶楽部鉢形城コース
第15回社員総会	6月4日(木)	ホテルカデンツァ東京

* 親睦ゴルフ大会は、同封のチラシでお申し込みください

☑ 諸般の事情により各種事業が中止・延期となる場合がございます。

表紙に貴社・貴店の**広告**を掲載しませんか?



練馬東法人会の会員なら掲載料**無料**
ぜひ売上拡大や事業の発展にお役立てください。

(応募多数の場合は、新入会員を優先させていただき、掲載が次号以降となる場合がありますので、ご了承願います。)

詳しくはこちらにお問い合わせください。
(練馬東法人会事務局)



編集後記

昭和元年生まれで今年100歳、昭和61年生まれで40歳、法人会会員のほとんどの人が昭和生まれだと思えます。昭和・平成・令和と生きてきた私達、昭和61年はダイアナ旋風・チェルノブイリ原発事故が起きた年です。力道山・三島由紀夫・フォークソングの流行・沖縄返還・山口百恵・猪木とアリの異種格闘技戦そしてバブル崩壊と、良い事悪い事のある歴史を知る者にとって、平成以降の変化にはさらなるスピードと進化があります。政治・経済・教育は勿論の事、会社・家庭においても「前はこうだった!」と思う事が多々あるのではないのでしょうか? 変える事の出来ない歴史を尊重し、自らの信念を貫き、時代に対応したこれからの日々を大切にしたいと思えます。
(広報委員 田中穂積)

支部別新入会員の紹介

(令和7年12月1日～令和8年2月28日受付分)

支部	地区	法人名	住所	代表者	業種
1	小竹旭丘	フェイスネット(株)	練馬区小竹町2-38-12	長谷川 武	システム開発
1	小竹旭丘	レイワ(株)	練馬区小竹町2-65-9	竹内 裕人	不動産賃貸
1	小竹旭丘	(福)江古田明和会	練馬区旭丘1-55-9 クランツS1階	鴻森 和明	福祉
1	桜台	(株)al food	練馬区桜台1-8-4丸菱ビルB1	滝沢 武志	飲食店
1	桜台	(株)土木工務店	練馬区桜台2-46-14	土木 真也	建築業
2	豊玉第3	(医)社団Life Design 城西在宅クリニック・練馬	練馬区豊玉北5-4-3サンオーザ豊玉101	川原林 伸昭	医業
3	平和台	(株)Musubi	練馬区平和台1-34-12	渡辺 恭伸	サービス業
3	春日町	広栄住装(株)	練馬区春日町2-27-10	大橋 美作	建設業
4	田柄南	(有)たがら薬局光が丘店	練馬区田柄5-27-11	輿水 淳	薬局
4	田柄北	(株)バックヤード	練馬区田柄2-53-4	山田 和輝	サービス業
4	田柄北	(株)シダーブックペイント	練馬区田柄4-5-19	杉本 勝利	塗装



第15回 社員総会

6月4日(木) ホテルカデンツァ東京

第15回社員総会 17:00~18:00

会員交流会 18:15~20:00

第15回社員総会のご案内(招集通知、計算書類等、出欠通知はがき)につきましては、5月上旬に送付させていただきます。



ホテルカデンツァ東京公式サイト:

<https://www.h-cadenza.jp>

〒179-0075 東京都練馬区高松5-8 J.CITY TEL.03-5372-4411 (代)
光が丘駅・練馬高野台駅・成増駅よりホテル送迎バス運行



第14回社員総会の様子

令和8年新年賀詞交歓会の様子

『練馬ひがし』春号

年四回発行 第一八九号
令和八年三月三日

発行人

菊池雄一

編集責任者

竹中俊雄

発行 公益社団法人練馬東法人会

練馬区豊玉上1-23-10(練馬産業会館2階)
電話 〇三(三九九四)七二七二
FAX 〇三(三九九八)九二〇五

